

大口定期貯金 商品概要説明書

(平成 22 年 5 月 10 日現在適用中)

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> 自由金利型定期貯金 (愛称：大口定期貯金)
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> 法人および個人
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 期日指定方式 1 か月超 5 年未満 定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 1,000 万円以上 1 円単位
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て)により計算します。 付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算 個人の場合は 20% (国税 15%、地方税 5%) の分離課税、法人の場合は総合課税となります。 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.50% を上乗せした利率) マル優の取扱いはできません。
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合 次の(2)の方式による利率(小数点第 4 位以下切捨て)と解約日の普通貯金利率のうち、いずれか低い利率 (2) 預入日の 1 か月後の応当日以降に解約する場合 次の A. および B. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率。 ただし、計算した利率が 0% を下回るときは、0% を下限とします。 <ol style="list-style-type: none"> A. 約定利率 - 約定利率 × 30% B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$ (注) 基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率とします。詳しくは、窓口におたずねください。 中間払利息が支払われている場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。
10. 貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51

	条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。